



令和5年度（令和5・6年度実施分）

市民協働・共創事業提案制度
～まちづくりチャレンジプロジェクト～
募集要領

募集：令和5年5月1日～
6月30日



目 次

協働事業について

- 1 協働事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 2 協働事業が必要な理由・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

市民協働・共創事業提案制度」について

- 3 「市民協働・共創事業提案制度」とは・・・・・・・・P 4
- 4 応募から実施までの流れ・・・・・・・・P 5～6
- 5 提案・応募できる事業について・・・・・・・・P 7
- 6 提案・応募できる団体等について・・・・・・・・P 7
- 7 市民自由提案（補助金）における経費の考え方・・・・P 8
- 8 提案・応募の手続き・・・・・・・・P 9
- 9 審査・選考・・・・・・・・P 11～12
 - （1）書類確認
 - （2）公開プレゼンテーション
 - （3）選定基準
 - （4）選定協議
- 10 協働事業の決定・実施・・・・・・・・P 13～14
 - （1）成案化に向けた協議に進める事業の決定
 - （2）成案化に向けた協議
 - （3）成案化事業の決定
 - （4）成案化事業の実施

- (5) 協働事業の経費の精算について（市民自由提案（補助金）の場合）
- (6) 成案化事業の評価

1 1	情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4
1 2	「市設定テーマ」 募集事業・・・・・・・・・・	P 1 5～1 7
1 3	様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 8～2 4
	阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）	
	阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）	
	団体概要書（様式第3号）	
	阪南市市民協働・共創事業提案制度における成案化事業休止・取り下げ 届出書（様式第7号）	
1 4	参考資料	
	市民協働・共創事業 各課・室 担当者名簿・・・・・・・・	P 2 5
	阪南市市民協働・共創事業提案制度実施要綱・・・・・・・・	P 2 7～3 2
	市民活動センター“夢プラザ”について・・・・・・・・	P 3 3
	まちづくりを一緒に取り組むための種シート・・・・・・・・	P 3 4

問い合わせ先

阪南市 未来創生部 政策共創室
〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町35-1
電 話 072-489-4507（直通）
F A X 072-473-3504
E-mail seisaku@city.hannan.lg.jp

1. 協働事業とは

「こんな阪南市にしたい！」と市民公益活動団体及び事業者（以下、「団体等」という。）と市が、お互いの立場を理解し、それぞれが持っている専門性や柔軟性を活かして、単独で実施するよりも効果的な事業を行い、住みよいまちづくりをめざし、共に力を合わせて活動することです。

協働事業の形態としては、

- 委託（事業の目的や手法に基づき契約し、事業を実施していくもの）
- 共催（複数の主体が主催者となり、役割分担を行い事業を実施していくもの）
- 事業協力（公益活動を行っている団体に対して、支援を行うもの）
- 実行委員会（目的を達成するため、市民や行政など各主体が構成員となった実行委員会が主催となり事業を実施していくもの）
- 補助（公益活動を行っている団体に対して、資金的支援を行うもの）

などが考えられます。

協働による効果を最大限に得られるようにするためには、最適な手法を選択することが大切です。また、その手法も固定するのではなく、協働を行っていくパートナーにより、柔軟に変えていく必要があります。

2. 協働が必要な理由

全国的に人口減少が進行し、市民と行政が地域課題や社会的課題を共有し、その課題解決や改善のため、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要かつ必要となっています。また、財政の危機や我々の生活の多様化により、行政だけではカバーできないところを団体等と力を合わせて共に取り組んでいくことも必要です。

本市では、これまでも協働によるまちづくりを推進し、地域全体で生活を支え合うことができるように、公民協働のまちづくりに取り組んでいます。

今後、地域において、持続可能なまちづくりを進めていくには、住む人にとっての「まちの価値」を高めていく必要があります、自発的にまちの未来を切り開いていくことが求められています。

3. 「市民協働・共創事業提案制度」とは

団体等と行政が協働で行う事業の提案を募集し、採択された事業を実施する制度。
次のA・Bの2種類の事業提案を募集します。

部門	A「市民自由提案部門」	B「市設定テーマ部門」
内 容	団体等の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの	市が提示したテーマに対して団体等が具体的な協働事業を提案するもの (募集テーマの詳細は15ページをご参照ください)
経費の種別	委託費 / 補助金	委託費
経 費	委託費の場合 ⇒委託金額内での実施 補助金の場合 ⇒1 事業当たり 50 万円 複数の応募があった場合、審査の上、1 事業を採択します。 ※現時点において、予算措置の目途はあるものではありません。 ※本事業の実施に当たっては、予算に関する議決が必要となります。	提示する委託金額での実施 ※現時点において、予算措置の目途はあるものではありません。 委託金額（予定）を記載しているので、その金額内で、協議を行いながら、より良いものを検討していきましょう。
契約等の期間	単年度／複数年度（最大3年間の複数年契約）	

4. 応募から実施までの流れ

協働事業を提案する場合の応募から実施までの流れは次のとおりです。

A. 市民自由提案部門
(委託費・補助金)

B. 市設定テーマ部門
(委託費)

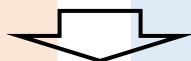
事前相談の申し込み／事業や制度に関する質疑照会

事務局（政策共創室）に
事前相談の申し込みを行ってください



事業提案書の仮提出（5月1日～6月9日）

事務局に事業提案書を提出してください
提出書類：
①阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
②阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
③団体概要書（様式第3号）



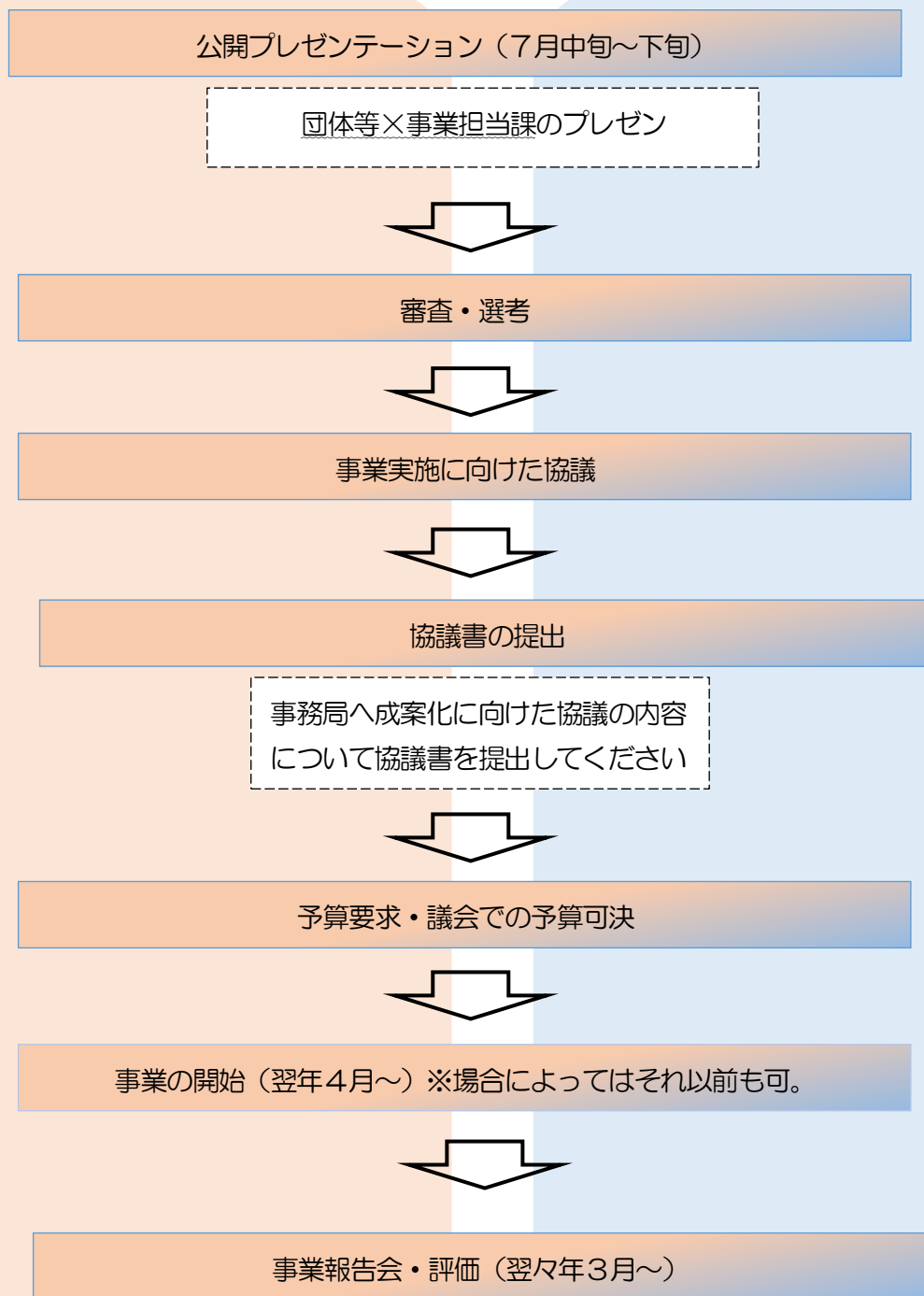
協議の申込み

事務局へ正式提出前に
事前協議の申込みを行ってください



事業提案書の正式提出（6月10日～6月30日）

事務局に事業提案書を提出してください
提出書類：
①阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
②阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
③団体概要書（様式第3号）
④団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
⑤団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの）
⑥団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
⑦団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
⑧その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）



※ 市民自由提案〔補助金〕の場合、事業開始後に、補助金の交付請求を行ってください。

※いずれも、市民協働・共創事業の成否は、提案者と事業担当者との綿密な事前協議や打合せが重要になってきます。

5. 提案・応募できる事業について

提案・応募できる事業は、阪南市市民協働・共創事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①団体等が当該事業を企画し、市との協働により実施可能な事業であること。
- ②協働の役割分担が明確かつ適正で、実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ③予算の見積り等が適正である事業であること。
- ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。

- ア 法令、条例等に違反するもの
- イ 営利を主たる目的とするもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

6. 提案・応募できる団体等について

提案・応募できる団体等は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第3条）

- ①ア）市内に事務所又は活動場所を有する団体等
イ）市内に事務所又は活動場所を有さない団体等
※イ）の場合：市内に事務所又は活動場所を有する団体等と共同提案を行うこと
- ②原則、5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- ③組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有していること。
- ④適切な会計処理が行われていること。
- ⑤原則として、市より事業に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥特定の公職にある者若しくは候補者又は政党を推進し、支持し、又はこれらを反対することを目的とする団体ではないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧その他公序良俗に反する団体でないこと。

※詳細（事業者の要件等）については、（実施要綱3条）をご参照ください。

7. 市民自由提案（補助金）における経費の考え方

事業費については、算出根拠を明確にした上で、必要経費を積算する必要があります。
また、補助金交付の場合、交付金額よりも実績額が少ない場合、差額は返還していただきます。

【補助対象となる経費／ならない経費の主な例】

経費項目	対象経費	対象外経費（原則）
報償費	対象事業に従事した雇用関係のない臨時スタッフへの謝金（有償ボランティア）	対象事業費以外の臨時スタッフへの謝金
旅費・交通費	対象事業に必要な講師・ボランティア等の交通費	対象事業に直接関係しないもの（団体構成員の定期券代等）
消耗品費	対象事業に必要な事務用品・備品・機材等	対象事業に直接関係しない事務用品・備品・機材等
印刷費	対象事業のためのチラシ・ポスター等の印刷費	対象事業以外の印刷費等
通信運搬費	対象事業のためのチラシ・ポスター等の送料等	電話代、インターネット通信費、会報等の送料等
保険料	対象事業のボランティア保険料等	対象事業以外の個人のボランティア保険料等
物品購入費用	備品購入費（補助額の2割以内）	個人所得となる備品の購入、修繕費用等
賃金	対象事業に従事した、臨時雇用スタッフへの賃金	恒常的に雇用している、対象事業に従事しない臨時雇用スタッフへの賃金

＜注意事項＞

※「対象事業に必要な経費のみ」補助対象となります。

※支出に関する領収書等については、「3年間」保管いただきますようお願いします。

※備品や器具を購入する場合は、申請時にご相談ください。

8. 提案・応募の手続き

本要領5ページ～6ページに記載の「4. 応募から実施までの流れ」をご参照ください。

(1) 手続きの順序

①事前相談／事業や制度に関する質疑照会

募集要領やチラシなどでご不明なことは遠慮なくお問い合わせください。なお、事業の詳細については、事業担当課へお問合せください。

②仮提出〔6月9日（金）×切〕

※（2）提出書類のうち①～③の提出必須（「担当課意見」は不要です。）

事業の概案が固まれば、（2）提出書類①～③を事務局に提出してください。提出方法は、（3）を参照。

※仮提出が無い場合、以後の手続きには進めません。

事務局にて仮提出書類を確認した後、提案団体と事業担当課に対して、正式書類の提出について通知します。

③事前協議

提案を正式提出される場合は、より具体的な提案とするため、事前に事業担当課と協議を行ってください。

ただし、同一事業に複数の団体から提案されることも考えられるため、公平性を確保する観点から、アイデアの内容に関する助言はいたしかねます。

※提案者と事業担当課との事前協議は、手続きの中で、最も重要な手続きとなります。両者で綿密な協議や打合せを行いましょう。

④正式提出〔6月30日（金）×切〕

提案する事業の実現性や効果などを提案団体と事業担当課と協議の上、提出書類の加筆修正の後に、事務局へ正式提出してください。

※「担当課意見」を記載した上で、ご提出ください。

(2) 提出書類

提案・応募時に必要な書類は次のとおりです。(実施要綱第8条)

- ①阪南市市民協働・共創事業提案申込書(様式第1号)
- ②阪南市市民協働・共創事業企画書(様式第2号)
- ③団体概要書(様式第3号)
- ④定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- ⑤役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの)
- ⑥団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書)
- ⑦団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書)
- ⑧その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など)

(注) 提出いただいた書類は返却しません。

(3) 提出方法・提出先

持参・郵送・メールのいずれかの方法で、事務局に1部提出してください。

事務局<未来創生部 政策共創室>(本庁2階・23番窓口)

- 郵送(〒599-0292 住所不要)
- メール(seisaku@city.hannan.lg.jp)

※メールの場合、全てのファイルを添付してください。

※標題は、

「(団体等の名称) 「阪南市市民協働・共創事業提案制度」応募(仮提出)」…仮提出

「(団体等の名称) 「阪南市市民協働・共創事業提案制度」応募(正式提出)」…正式提出
と記載してください。

仮提出…令和5(2023)年6月9日(金)17時00分 必着

正式提出…令和5(2023)年6月30日(金)17時00分 必着

※開庁時間は月曜日から金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分

9. 審査・選考

(1) 書類確認（協働事業の要件確認）

提出書類を受付した後、書類の不備等がなければ、受付します。

内容に不明点等がある場合は、提案団体、事業担当課に意見聴取等を行います。

協働事業の要件確認（実施要綱第3条、第4条）を行った後、その結果を、阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により、提案団体に通知します。（実施要綱第9条）

(2) 公開プレゼンテーション

協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（以下、「公開プレゼンテーション」という。）を実施します。

公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課が各々2人以内出席し、協働事業についての説明やPRを行っていただきます。また、審査部会^(※)が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

提案団体は、公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合、協働事業は不採択とします。（実施要綱第10条）

- ・審査部会員には、提出書類（①～⑧）については、審査のため配付します。
- ・また、公開プレゼンテーションの際、提出書類（①②③）傍聴者へも配付します。

(※) 審査部会…阪南市市民協働推進委員会委員長及び委員会条例第3条第2項の各号に定める、学識経験のある者より1名、公共的団体等の代表者より2名、市民より1名ずつ推進委員長が選任する者で構成している。

(3) 選定基準

審査項目	審査のポイント
1. 有効性・社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に賛同されるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。
2. 協働性	④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「現状」や「課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。
3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は具体的な内容となっているか。
4. 予算の適当性	⑩実現可能で、継続性を考慮した予算積算であるか。
5. 団体能力	⑪提案団体が事業を担う体制、能力、知見を有しているか。
6. 創意工夫性	⑫提案団体ならではの特性を活かした創意工夫性はあるか。 また、団体等の視点や発想を活かした創造的・魅力的な事業であるか。

(4) 選定協議

公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業は、審査部会にて選定基準等に基づき、成案化に向けた協議に進めるか否か等の協議を行い、その協議の選定結果等について市長に提言を行います。(実施要綱第11条)

10. 協働事業の決定・実施

(1) 成案化に向けた協議に進める事業の決定

市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化協議の開始に関する決定通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。

条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。（実施要綱第12条）

(2) 成案化に向けた協議

成案化に向けた協議を開始すると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。

協議後、提案団体は事業担当課と行った協議の内容を市に報告します。（実施要綱第13条）

(3) 成案化事業の決定

協議の内容を受けて、協働により事業を行うことが可能と判断した場合は、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業の決定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第14条）

(4) 成案化事業の実施

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。（実施要綱第16条）

なお、成案化事業は予算の範囲内で、行うこととなります。

また、市の財政状況等の要因により、予算の確保ができない場合は、提案された事業が実施できない場合もあります。（2年目以降の予算も同様とします。）

予算措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。

成案化事業の実施途中で、成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら事業を実施します。

委託する場合は、予算確定後、地方自治法や関係法令に基づいて、提案団体と業務に関する契約を締結します。

（５）協働事業の経費の精算について（市民自由提案(補助金)の場合）

事業実施結果報告書の提出後、市が補助金額を確定させ提案団体に通知します。

確定額が交付済みの金額より少ない場合（交付済み金額が余る場合）には、補助金の清算が必要です。

（６）成案化事業の評価

成案化事業の実施から一定期間経過後、「協働によるまちづくり」を推進するため、事業の成果等を市民などに広く伝える報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが評価を行った上で、報告会にて報告を行います。

報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。（実施要綱第１７条）また、傍聴者からの質問も受け付けます。

継続して事業を実施している場合、毎年度、事業成果等について、「評価シート」を用いて、評価を行う必要があります。

●協働事業の実施内容を休止・廃止するとき

事業費を要しない事業について、やむを得ない場合で事業を休止・取り下げする場合には、あらかじめ市長に届出をする必要があります。（実施要綱第１８条）

事業の休止期間は、届出が承認されてから最大１年間とする。

１１．情報の公開

市は、個人情報に配慮した上で、市ウェブサイト等で次の内容を公開します。（実施要綱第１９条）

- ①提出された協働事業の名称、提案団体及び事業概要等
- ②公開プレゼンテーション審査の結果
- ③成案化事業の実施状況等
- ④成案化事業の成果報告等

12. 「市設定テーマ」 募集事業

部名	生涯学習部
所管課（室・施設）	学校教育課・中央公民館
市設定テーマ 事業名 ※既存事業	（仮称）はんなん海の学校事業
募集内容 （仕様の概要）	本市が推進している「海洋教育」をSDGsの理念を踏まえた持続可能な教育の取組とするためには、学校教育のみならず、社会教育として「海洋教育」を地域に根付かせる必要があります。そのため、「（仮称）はんなん海の学校」を創設し、若年層を中心とする市民に対して以下の活動を協働事業として主体的に実施できる団体を募集します。 ・「（仮称）はんなん海の学校」の創設 ・事業実施に係る企画運営会議の開催 ・海洋に関わる講義、体験活動の実施 ・活動発表会等の開催 ・その他、海洋に関わる活動の実施
委託想定年数 ※最大3年	令和5年10月1日～令和8年3月31日（3年間）
委託金額 （予定）	（令和5年度 年額 1,000,000円） （令和6年度 年額 2,000,000円） （令和7年度 年額 3,000,000円）
直近（令和4年度） の委託金額	（なし）
募集理由 テーマのねらい （ポイント）	本市では、子どもたちに「確かな学力」と「生きる力」を着実に育むことを全ての教育活動の基本方針として学校運営を行っています。 そのような中、教育委員会では、本市の魅力・特徴を生かした教育の取組として、「うみ・やま・さと」の豊かな自然を活用した「海洋教育」の取組を推進しており、これまで関係団体と連携しながら、各学校における学習活動の支援とともに、海洋教育副読本や阪南版海洋リテラシーの作成などに取り組んできたところです。 今後、このような学びの機会を学齢期の学校教育の場だけでなく、社会教育として若年層の市民を中心にさらに広範な人の手で取り組んでいくことで、多くの市民の郷土愛を育むとともに、自ら主体的に地域課題に関わる人材の育成を図っていかうとするものです。

部名	市民部
所管課（室・施設）	生活環境課
市設定テーマ 事業名 ※既存事業	狂犬病予防集合注射受付事業
募集内容 （仕様の概要）	飼い犬には、毎年一回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられており、例年4月中旬に、獣医師とともに市内各所にて狂犬病予防集合注射を実施している。 実施期間中の具体的な事務作業として、通知書の受取り、注射済票の発行注射代の徴収などがある。 上記のほか、狂犬病予防接種の啓発活動も含む。
委託想定年数 ※最大3年	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日 の1年間 （令和6年4月中旬頃 平日5日間、日曜日1日の合計6日間は狂犬病集合注射実施期間）
委託金額 （予定）	168,000円
直近（令和4年度） の委託金額	なし
募集理由 テーマのねらい （ポイント）	コロナ禍もあり、ペットブームとなっている今、特に犬は昔からなじみのあるペットですが、市への登録と年に一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。 しかし、未登録の犬も一定数いると考えられ、また予防接種率も約6割程度にとどまっています。 そこで、市民公益活動団体の専門性や柔軟性等を活かし、愛犬教室の同時開催や犬とのふれあい会の提供場なども含めた接種率の向上をめざしあらたな集団接種の内容等について募集します。

部名	未来創生部
所管課（室・施設）	シティプロモーション推進課
市設定テーマ 事業名 ※既存事業	阪南 TV 用映像コンテンツ作成業務
募集内容 （仕様の概要）	本業務は、インターネット動画サービス YouTube を利用し放送を行っている「阪南 TV」にて、動画コンテンツの企画、撮影、映像の加工、編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集を行う市民団体・市内事業者を募集する。映像の要件については次のとおりとする。①再生時間は5分程度の映像で作成し、月に2本程度。 ②本市ならではの魅力を最大限引き出し、分かりやすくPRするもの。 ③市内飲食店の特集を3回以上行う。④市内観光スポットまたは季節行事に関する特集を3回以上行う。⑤SDGs 啓発に関する特集を1回以上行う。⑥市民・市民団体に関する特集を2回以上行う。 ⑦市民だけでなく、国内外の幅広いターゲットや分野において活用できるもの。⑧前例にとらわれず、斬新で独創的な話題性を生み出すもの。⑨音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入。その他詳細は仕様書のとおりとする。
委託想定年数 ※最大3年	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日（1年間）
委託金額 （予定）	年額 500,000円
直近（令和5年度） の委託金額	年額 499,200円
募集理由 テーマのねらい （ポイント）	市役所からのお知らせに加えて、市では発信主体となることが難しい飲食店や、販売店を市民目線で映像コンテンツの企画・編集を行うことで視聴回数の拡大や、阪南TVの視聴ファンを獲得したい。「～さんが今回取材されているから見てみよう。」「阪南市のこんな魅力に今まで気づけなかった。」など市だけでは獲得することが難しい層も、市民からの協力を得ることで、新たな視聴者層の獲得が期待でき、一層の協働・共創のまちづくりの推進が期待できる。

13. 様式

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

阪南市長 様

阪南市市民協働・共創事業提案申込書

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

■ 事業について (詳細は、阪南市市民協働・共創事業企画書(様式第2号)をご記入ください。)	
事業の名称	
提案の区分 (いずれかに○)	・ 市民自由提案部門 [委託費 / 補助金]
	・ 市設定テーマ部門 [テーマ名:]

■ 団体について(詳細は、団体概要書(様式第3号)をご記入ください。)	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者(代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。)	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

■ 共同提案者について(詳細は、団体概要書(様式第3号)をご記入ください。) ※共同提案者がいる場合は、ご記入ください。	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

阪南市市民協働・共創事業企画書

提案内容

事業の詳細	現状と課題
	事業の目的
実施期間	(※委託費の事業については、最大3年間)
対象者 人数 規模 など	
実施経費（予定） （※経費は、いずれかに金額を記載）	A「市民自由提案部門」 〔委託費〕 円 〔補助金〕 円
	B「市設定テーマ部門」 〔委託費〕 円
実施内容 ※実施期間の年数分を記入してください。 ※できる限り詳細に記入してください。	【1年目】
	【2年目】
	【3年目】

実施体制	
役割分担	提案団体の担う役割（提案団体は具体的には何をしますか。）
	市の担う役割（市へ求める役割は何ですか。）
協働する相乗効果・ メリット	市：
	団体：
	市民：
PRしたいこと	

事業見積り（事業費の概算）

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

< 1 年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 2 年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 3年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

■ 事業担当課意見

提案実施上の課題及び実現性	
団体に対する意見	

※「事業担当課意見」については、「仮提出」の際は記入不要ですが、「本提出」の際は、必ず記載が必要です。

事業担当課と協議し、事業担当課が記載した上で、ご提出ください。

團體概要書

団体の名称		1. 事業者 2. NPO法人 3. 市民公益活動団体 4. その他					
団体の概要	構成員数	会員数	人	専従職員	人	非専従員	人
		役員数	人	うち有給職員	人	うち有給職員	人
	設立年月	年　月		法人年月		年　月	
	活動の目的						
	主な活動内容						
	年間事業費	<u>直近年度の決算総額</u> 円 内訳					
事業実績	実績	年度	内 容 (事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)				
	行政との 協働実績						
	上記以外の 事業実績						

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付すること

様式第7号（第18条関係）

年 月 日

阪南市長 様

提案団体 所在地
団体名
表者名

阪南市市民協働・共創事業提案制度における成案化事業休止・取り下げ届出書

年 月 日付けにて成案化事業の決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を（ 休止 / 取り下げ ）したく届出します。

記

以上

事業の名称	
-------	--

※休止の場合

休 止 事 由	
休 止 期 間	

※取り下げの場合

取 り 下 げ 事 由	
-------------	--

14. 参考資料

市民協働・共創事業 各課・室 担当者名簿

課・室名	市民協働・共創事業提案制度担当職員	
	担当者名	内線
総務課	金田 益幸	2651
秘書人事課	萩原 智恵	2439
危機管理課	中泉 拓也	2324
行財政構造改革推進室	長谷川 貴之	2335
人権推進課	波戸元 佐和子	2451
政策共創室	根来 昌美	2326
まちの活力創造課	楠本 祥平	2235
シティプロモーション推進課	芝崎 麻季	2510
市民課	熊本 由子	2214
生活環境課	森 さやか	2261
税務課	山本 好将	2252
資源対策課	崎山 保彦	483-5876 (2299)
市民福祉課	永橋 ひかり	2226
生活支援課	上河 織江	2364
介護保険課	榎谷 篤	2479
保険年金課	石本みちる	2204
健康増進課	佐藤 好美	2397
健康事業準備室	田中 健司	2470
こども政策課	寄田 紗子	2442
こども支援課	植田 さよ	2221
都市総務課	中島 良太	3009
河川農水課	山下 貴	3302
都市整備課	釘田 勝美	3205
道路公園課	増谷 利政	3103
下水道課	熊本 将	2440
会計課	阪口 加愛	2258

議会事務局庶務課	奥田 智昭	2300
農業委員会事務局	伊藤 浩二	3306
教育総務課	町谷 有紀子	2520
学校給食センター	近藤 幸介	476-1906
学校教育課	深田 有紀恵	2348
生涯学習推進室	井上 真理	2342

阪南市市民協働・共創事業提案制度実施要綱

平成25年4月1日決裁

令和2年4月1日一部改正

令和5年1月30日一部改正

令和5年4月21日全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、市民公益活動団体及び事業者（以下「団体等」という。）の専門性及び柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市と協働で行う市民協働・共創事業提案制度（以下「提案制度」という。）を実施することにより、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民(事業者を含む。)の自発性及び自主性に基づいた活動であって、不特定多数の市民や社会の利益の増進に寄与する非営利活動をいう。ただし、次に該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 市民公益活動団体 特定非営利活動法人、ボランティアグループ、市民活動団体及び自治会等の市民公益活動を行う団体をいう。

(3) 協働事業 団体等及び市が、互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき取り組む公益的な事業をいう。

(4) この要綱における協働の形態は、次に掲げるものとする。

ア 委託

イ 共催

ウ 事業協力

エ 実行委員会

オ 補助

(提案できる団体等の要件)

第3条 提案事業を提案することができる市民公益活動団体は、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っていること。

(2) 団体として、原則5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。

(3) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有していること。

- (4) 適切な会計処理が行われていること。
 - (5) 原則として、市より事業に関する補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体ではないこと。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
 - (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- 2 提案事業を提案することができる事業者は、前項の規定に加え、次に掲げるいずれの事項にも該当しないものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する市が一般競争入札に参加させることができない者
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けている者
 - (3) 応募開始の日から採用決定の日までに、阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく、入札参加停止の措置を受けている者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者又は応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けている者
 - (5) 応募開始の日から採用決定の日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (6) 応募開始の日から採用決定の日までの間に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (7) 国税及び地方税を滞納している者
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、市内に事務所又は活動拠点がない団体等が提案しようとする場合、前2項に規定する要件を満たす団体等と共同提案しなければならない。（対象となる事業の要件）
- 第4条 提案制度の対象となる協働事業（以下「協働事業」という。）は次に掲げるいずれの要件も満たす事業とする。
- (1) 団体等が当該事業を企画し、市との協働により実施可能な事業であること。
 - (2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
 - (3) 予算の見積り等が適正である事業であること。
 - (4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、協働事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案制度の対象としないものとする。
- (1) 法令、条例等に違反するもの

- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

(協働事業の募集)

第5条 協働事業の募集（以下「募集」という。）は、次に掲げる区分により公募で行うものとする。

- (1) 市民自由提案部門 団体等の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの
- (2) 市設定テーマ部門 市が提示したテーマに対して、団体等が具体的な協働事業を提案するもの

2 募集は、原則として市の広報誌及びウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(協働事業の期間)

第6条 提案する事業期間の上限は3年間とし、4年目以降に向けての同一団体等による同一事業の再提案は不可とする。

(経費)

第7条 市設定テーマ部門に係る事業経費は、募集を行うテーマごとの委託費を上限とすること。

2 市民自由提案部門に係る事業経費は、事業実施の内容によって次の2種類に分類するものとする。

- (1) 委託費
- (2) 補助金等

3 前項第2号に規定する補助金等の交付対象経費、交付額、交付率は、別表のとおりとする。

(協働事業の提案)

第8条 提案制度に提案しようとする団体等（以下「提案団体」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
- (2) 阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
- (3) 団体概要書（様式第3号）
- (4) 定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- (5) 役員名簿
- (6) 団体の経営状況を示す資料
- (7) 団体の活動状況を示す資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

(協働事業の要件確認)

第9条 市長は、前条の規定により提出のあった書類の確認を行う際、第3条及び第4条に規定する要件について確認を行うものとする。

2 市長は、内容に不明な点等がある場合は、当該提案団体及び当該事業の主たる担当課（以下「事業担当課」という。）から意見聴取等を行うことができるものとする。

3 市長は、書類確認の結果、要件を満たしていると認めるときは、阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（以下、「公開プレゼンテーション」という。）

を実施するものとする。ただし、要件を満たしていないと認めるときは、不採択とするものとする。

- 4 市長は、前項の結果を阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書（様式第4号）により提案団体に通知するものとする。

（審査）

第10条 阪南市市民協働推進委員会提案審査部会設置要綱（平成25年7月19日決裁）に基づき設置されている阪南市市民協働推進委員会提案制度審査部会（以下「審査部会」という。）は、第9条第3項の規定により実施される公開プレゼンテーションにより協働事業の審査を行うものとする。

- 2 公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課が出席して協働事業について説明を行うものとする。

- 3 公開プレゼンテーションに参加しない提案団体については、辞退したものとみなし、協働事業についても不採択とするものとする。

（選定協議）

第11条 審査部会は、公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業に関し、別に定める選定基準等をもとに、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 成案化に向けた協議の可否

- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による審査部会の審査は、非公開とする。

- 3 審査部会は、審査の結果を踏まえて、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果等について市長に提言を行うものとする。

（成案化に向けた協議に進める事業の決定等）

第12条 市長は、前条第3項の選定結果等を参考に、成案化に向けた協議の開始の可否について決定し、当該決定の内容を、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化協議の開始に関する決定通知書（様式第5号）により提案団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する成案化に向けた協議の開始を決定する場合において、条件を付することができる。

- 3 提案団体は、前項に基づき条件を付された協働事業について、当該条件に沿って協働事業を行うことができないと判断した場合には、提案を取り下げることができる。

（成案化に向けた協議）

第13条 前条第1項の規定により成案化に向けた協議を開始すると決定した提案団体及び事業担当課は、成案化に向け誠実に協議を行い、その内容を市長へ報告するものとする。

- 2 前条第2項の規定により条件が付されている場合は、付された条件を満たし事業の実施が可能な旨の協議結果を市長へ報告するものとする。

（成案化事業の決定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を確認し、協働により事業を行うことが可能と

判断した場合は、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業の決定通知書（様式第6号）により提案団体に通知を行うものとする。

- 2 第7条第2項第2号に規定する経費による協働事業については、1提案のみを採択するものとする。ただし、事業経費を要さない協働事業については、この限りでない。
（成案化された事業の取扱い）

第15条 前条の規定により成案化事業に決定した事業について、その経費が委託費の場合、事業に係る予算要求は事業担当課が行い、予算案が議会において可決承認されたのち、提案団体と事業担当課は委託契約を締結するものとする。
（成案化事業の実施）

第16条 阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業（以下「成案化事業」という。）の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して定めるものとする。
（成案化事業の評価）

第17条 提案団体及び事業担当課は、毎年成案化事業の成果等を共有するとともに、それぞれが成果等に対する評価を行うものとする。

- 2 市長は、提案団体及び事業担当課の出席を求めて、公開により成案化事業の報告会を実施することができる。
- 3 審査部会は、前項の規定による報告会を受けて、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告を行うものとする。

（成案化事業の休止、取り下げ）

第18条 事業経費を要しない事業について、提案団体及び事業担当課は、協議のうえ成案化事業を休止若しくは取り下げをすることができるものとし、事業を休止する場合、提案団体はあらかじめ市長に阪南市市民協働・共創事業提案制度における成案化事業休止・取り下げ届出書（様式第7号）により届出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により届出された内容を確認し、適当と認めるときは、事業休止の承認を行い、提案団体にその旨を通知するものとする。
- 3 休止の期間は、届出が承認されてから1年間を最大とする。

（情報公開）

第19条 市長は、個人情報に配慮したうえで、次に掲げる事項を市のウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により公開するものとする。

- (1) 提出された協働事業の名称、提案団体及び事業概要等
 - (2) 公開プレゼンテーション審査の結果
 - (3) 成案化事業の実施状況等
 - (4) 成案化事業の成果報告等
- （その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとし、補助金の交付に関しては、阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号。）に

定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年1月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。なお、施行日前になされた第14条第2項に規定する本事業実施に係る成案化事業の実施については、従前の例による。

附 則（令和5年4月21日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

市民活動センター “夢プラザ” について

市民活動センター “夢プラザ” をご利用ください。

市民活動センター夢プラザは、阪南市内で活動されている方がいきいきと活動できるように場所や情報、交流や学習の機会を提供します。

市民公益活動に興味のある人、これから始めたいと思っている人やさらに活動の充実をはかりたい人など、ぜひご活用ください。

活動に関する相談も随時受付ていますので、お気軽にご利用ください。

また、アイデアを作り上げるツールとして、「まちづくりを一緒に取り組むための種シート」を政策共創室と市民活動センター “夢プラザ” に用意しております。

「事業内容の精査はできていないけれど、社会の役に立つアイデアを持っています」など、応募書類とは違い、具体性がなくても構いません。

事前相談の際にこの種シートをお使いいただくのも有効で、そこから徐々に具体化に向けてブラッシュアップをしていきましょう。（種シートについては、様式に記載）

市民活動センター “夢プラザ”

住所：阪南市尾崎町1丁目18番15号（阪南市地域交流館3階）

電話：072-471-1030（直通）

E-MAIL： hannan@yumeplaza.net



団体用

※個人用もあります。

種シートについて

✿ まちづくりを一緒に取り組むための

種シート ✿

提出日： 年 月 日



✿ 団体の提案を教えてください！	誰を対象にどのようなことを行うか教えてください。
✿ なぜ必要と思いましたか？	
✿ 提案に対しての団体の強みは何ですか？	
✿ 団体としての課題はありますか？	

ふりがな お名前	
ご連絡 先	ご住所 〒 電話番号／FAX メールアドレス

※ご提案いただきました方の個人情報については、市民活動センター及び阪南市で管理します。またご提案を精査し、よりよいマッチングをさせていただくために、※市民協働推進委員会の委員も拝見する可能性がありますので、ご了承ください。

※市民協働推進委員会：市民協働によるまちづくり及び市民公益活動の活性化の推進を図るために、学識経験者や公募市民などで構成する委員会。